

## 第3章 障がい者計画

---

### 第1節 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念、基本目標及び施策体系

本市が目指すべき姿は、障害の有無にかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し、支えあいながら共に生きる社会の実現であることから、基本理念を「住み慣れた場所で、安心して暮らし、共にたすけあうまちづくり」とします。

この基本理念を達成するために、「ノーマライゼーション（\*P110参照）理念の普及」「自立と社会参加の促進」「地域包括ケア（\*P108参照）理念の普及と体制の構築」「バリアフリー（\*P110参照）化の促進」の4項目を基本目標に掲げました。

それぞれの目標を達成するには様々な課題が考えられますが、課題解決のために各基本目標を更に具体的な施策分野に分け、施策分野ごとに計画を推進します。



## 第2節 障がい者施策の展開

### 1 啓発・広報

市民一人ひとりには障害の有無にかかわらず、それぞれがかけがえのない個性をもったひとりの人間として尊重されなければなりません。しかし、現状では、障害や障害のある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が存在していることから、すべての人々から「こころの壁」を取り除くとともに、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

このような背景のもと、2013（平成25）年6月に全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、一部の附則を除き2016（平成28）年4月1日に施行されました。

また、県においては「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が策定され、2014（平成26）年10月1日に施行されています。このような経緯を踏まえた上で、各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実に努めるとともに、幼少期からの福祉教育やボランティア活動等をとおして障害のある人とない人とのふれあいを促進することが大切です。

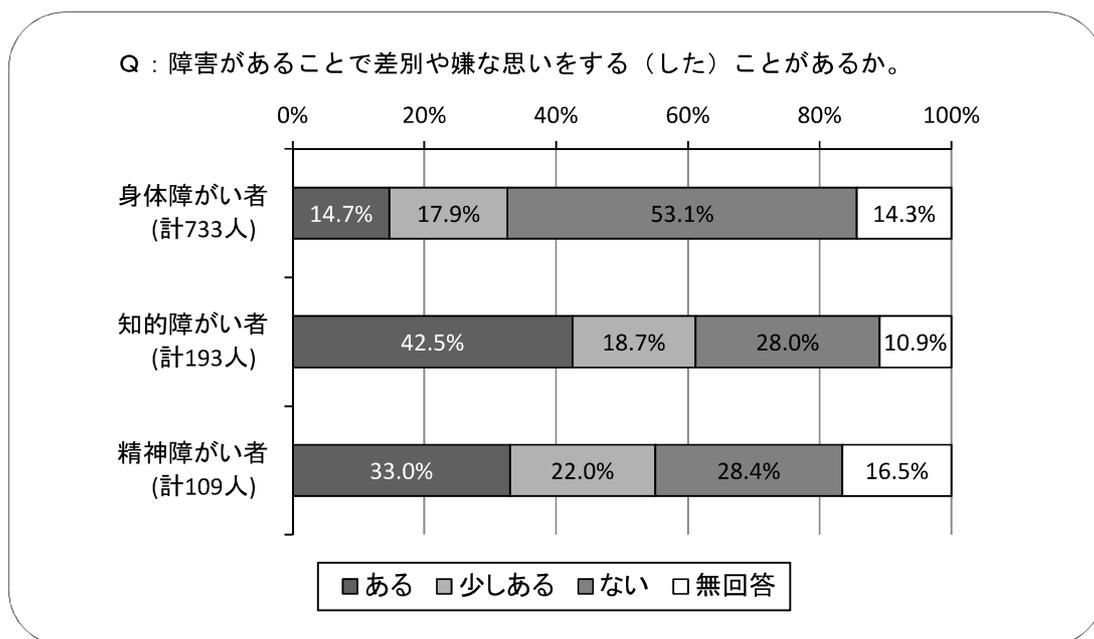
#### (1) 啓発・広報活動の推進

##### 【現状と課題】

今回、実施したアンケートの結果によると、「障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか」との問いに対し、「ある」又は「少しある」と回答した人の割合は、身体障がい者が32.6%、知的障がい者が61.2%、精神障がい者が55.0%でした。このように、まだ多くの障害のある人が差別を感じたり、嫌な思いをしているのが現状です。

本市では、平成29年3月の広報きりしまで、障がい者とさまざまな障害に関する特集を組み、広く市民への啓発を行い、大きな反響がありました。また、啓発用ポスター等の各種広報媒体を通じ幅広い啓発・広報活動を行っていますが、今後も、様々な広報媒体や行事をとおして同様の活動を継続的にを行い、障害のある人について正しい理解や認識を広める必要があります。

また、障がい者施策は市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進に努めるため、本市はもとより、民間企業、民間団体、各種メディア等の多様な主体との連携による幅広い啓発・広報活動を計画的かつ効果的に推進する必要があります。



資料：アンケート結果（平成 29 年度）

## 【今後の取組】

### ①各種メディア等の活用による啓発・広報の充実

広報誌等の各種メディアを活用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の作成、配布に努めます。また、国や県等の啓発パンフレットやホームページ等の有効活用を図り、併せて人権教育を推進し、障害のある人の権利の擁護や虐待防止に努めると同時に市民の理解の促進に努めます。

### ②様々な市民が日常的にふれあえる場及び重点的啓発の場の創出

既存の様々な地域の催しに、障害のある人や障がい者団体等が気兼ねなく参加できるよう働きかけを行うことで、様々な人と交流できる機会と場を提供し

ます。また、「障がい者週間（12月3日～9日）」、「障がい者雇用月間（9月）」、「人権同和問題啓発強調月間（8月）」、「世界自閉症啓発デー（4月2日）」、「発達障害啓発週間（4月2日～8日）」、「人権週間（12月4日～10日）」等の機会を利用し、幅広い参加が得られる各種行事等について、重点的な広報活動に努めます。

### ③精神障害、内部障害、難病及び発達障害等のある人に対する理解促進

すべての障害や障害のある人に対し、市民の理解の促進に努めることはもちろんのこと、特に精神障害、内部障害、難病及び発達障害等のある人に対する市民の認識を深めるために、うつ病や自殺対策、内部障害や難病の困難さの周知、発達障害への理解を深めてもらうための学習会、講演会等を実施するとともに、障害のある人の家族が互いに支えあうための活動の支援等に取り組みます。

また、これらのいわゆる「目に見えない障害」の方たちを支援しやすくするための「ヘルプマーク」「ヘルプカード」等の取組について、県内各市と連携しながら県への導入の働きかけを進めます。

## (2) 福祉教育等の推進

### 【現状と課題】

差別や偏見等の「こころの壁」を取り除き、障害や障害のある人に対する理解や認識を深めるためには、できるだけ早い時期からの福祉教育を積極的に推進する必要があります。

本市では、社会福祉協議会において小・中学生を対象とした福祉体験学習や、高校生を対象とした社会福祉施設等で福祉を体験する「インターンシップ」を行っており、学校教育の場において福祉に対する理解や認識を深め、子どもたちに福祉のこころを育ませるとともに、ボランティア活動等の実践に結びつけてきました。

また、社会教育分野では「人権教育指導者養成講座」の中で、障がい者を含む各種人権問題について各界から講師を招き、指導者の養成を進めています。

民間では、平成28年度に霧島市地域密着型サービス事業者連合会の主催による「ふれあい物産館」で「未来の車いす」コンテストが行われ、小学生による夢溢れるアイデアが寄せられており、実現に向けて関係者が努力するなど、バリアフリー社会に向けた活動が始まっています。

今後もノーマライゼーションの理念を浸透させ、社会福祉施設等と教育機関や地域住民等との日常的な相互交流を通して、障害のある人に対する理解や認識を深めるための取組を継続的に実施する必要があります。

## 【今後の取組】

### ①学校教育における福祉教育の充実

本市では、社会福祉協議会において学校に赴き、車いす体験や福祉用具の疑似体験、点字体験を実施しています。今後も県の副読本等の活用により学校における福祉教育の充実に努めるとともに、実体験を通して障害のある人の視点に立った理解の促進に努めるために、体験交流学习や車いす体験、視覚障がい者の疑似体験、中・高校生を対象とした「インターンシップ」等を継続して実施します。

また、知的障害や発達障害のある児童や生徒に対する差別や偏見をなくすための教育や指導の充実に努めます。

### ②生涯学習における福祉教育の充実

障がい者福祉に対する市民の関心を一層高めるため、福祉分野の講座の充実に努めるとともに、市民にとって魅力があり、学習意欲を高めることのできるような講座づくりに取り組みます。

また、通り会連合会や商工会議所、商工会等が実施する各種講座での福祉講座への取組を要請します。

あわせて、障がい者自らが参加できるよう、各種講座の環境の整備を進めます。

## (3) ボランティア活動の推進

### 【現状と課題】

障害のある人を対象としたボランティア活動の推進は、障害のある人にとって単に日常生活の必要が充足されるというだけにとどまらず、こころの交流による精神的な豊かさをもたらすものとして極めて有意義です。

本市では、市民のボランティア活動等に対する関心が高まりつつあり、手話に

よる交流や広報誌の音声訳や点訳等各種団体の活動も行われています。しかし、障害のある人のニーズに応じたボランティア活動が少ない状況にあるため、啓発・広報活動を充実する必要があります。

また、障害のある人に対する理解や認識を深めるためにも、市民一人ひとりをはじめ、民間企業やNPO団体、市民団体等多様な主体で各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、更に今後は、社会参加の一環として障害のある人自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要です。

### 【今後の取組】

#### ①ボランティアに対する広報活動の充実

社会福祉協議会や教育委員会で広報誌等を利用してボランティアに関する広報活動を行うなど周知に努めています。今後も継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知に努め、ボランティアに対する広報活動の充実に努めます。

#### ②ボランティアセンター機能の充実

既にボランティア活動を実践している市民やボランティア活動を新たに始めようとする市民を支援するため、活動全般に関する啓発や登録等の情報提供を充実するとともに、社会福祉協議会と連携して個々のニーズに応じたボランティアのコーディネート体制（\*P104参照）の充実に努めます。

## 2 生活支援

障害のある人が住み慣れた地域で尊厳をもって生活するためには、様々な支援が必要ですが、障害の内容や程度等はそれぞれ異なることから、障害のある人が必要とする生活支援ニーズの種類は障害のある人の数だけあるともいえます。

障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる霧島市の実現を目的とし、身近な場所において支援を受けられることにより、社会参加の機会や、どこで誰と生活するか選択の機会が確保されることが重要です。このように、生活支援を行う際には利用者の立場になり、すべての障害のある人のニーズに対応できる体制を構築する必要があります。

### (1) 利用者本位の生活支援体制の整備

#### 【現状と課題】

障害のある人の持つ悩みや問題は、障害の内容や程度、収入、年齢等いろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。また、ICT機器を活用し、より円滑に相談できる体制を構築する必要があります。

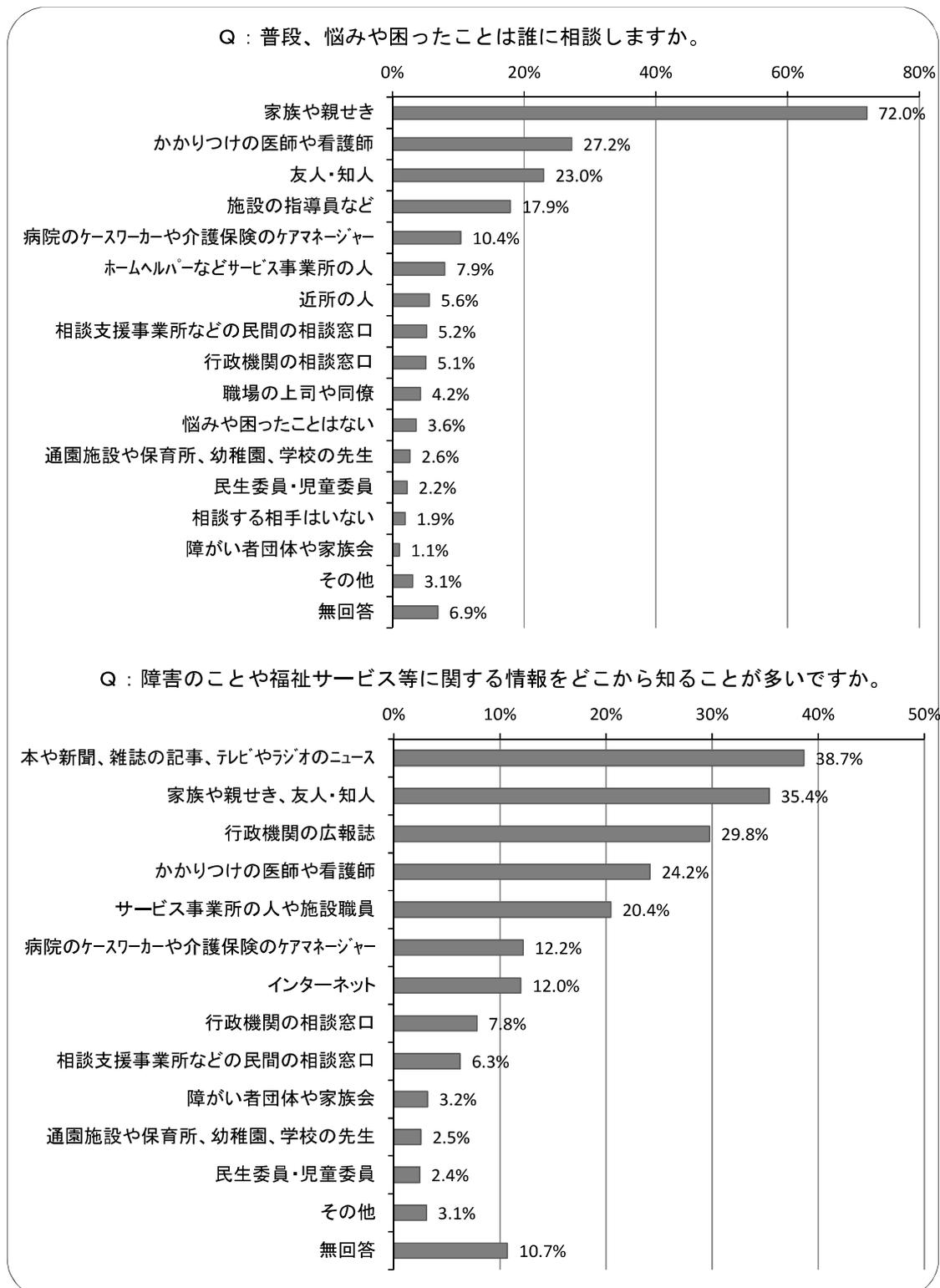
本市では、これまでも身体障害者相談員（\*P107参照）、知的障害者相談員（\*P109参照）等による活動や、福祉事務所、身体障害者・知的障害者更生相談所及び児童相談所等の行政機関、相談支援事業所において、様々な相談業務を行ってきました。

今回、実施したアンケート結果によると、「普段、悩みや困ったことは誰に相談するか」との問いに対して、「家族や親せき」が72.0%、「かかりつけの医師・看護師」が27.2%、「友人・知人」が23.0%等となっている一方、「行政機関の相談窓口」が5.1%、「民生委員・児童委員（\*P111参照）」が2.2%となっています。

また、「障害のことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いか」との問いに対しては、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が38.7%、「家族や親せき、友人・知人」が35.4%、「行政機関の広報誌」が29.8%等となっている一方、「行政機関の相談窓口」が7.8%、「民生委員・児童委員（\*P111参照）」が2.4%となっています。

このように、アンケートの結果から、相談窓口としての行政機関や相談支援事

業所等の利用が必ずしも十分でない状況にあることがわかります。



資料：アンケート結果（平成 29 年度）

## 【今後の取組】

### ①身近な相談支援体制の整備と体制の強化

障害のある人やその家族を地域社会全体で支えていくためには、様々な住居が確保され、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスや住民相互の互助活動などを含めた様々な生活支援が日常生活の場で適切に提供される「地域包括ケアシステム」（\*P108参照）の構築を進める必要があります。

このため、霧島市障害者自立支援協議会（\*P106参照）を中心に、行政機関や相談支援事業所と保健、医療、福祉の専門家、関係機関、団体との連携をさらに強化し、地域課題等の把握や解決策の検討を進めるほか、処遇困難事例等の解決策の検討や・発生の抑制に努めます。

また、新たに基幹相談支援センター（\*P103参照）の設置に向けた具体的な検討や関係機関との協議等を行い、処遇困難事例の支援や相談支援専門員の質の向上に向けた取組を実施します。

さらに、他人の問題を自分の事と捉え、地域の課題は地域の人々が地域の資源や人材の力で解決していくという、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の形成を目指して、障害のある人の相談に応じたり、様々な問題等に対応したりしている身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員の更なる資質向上に向けた研修会等を引き続き開催します。

発達障害の疑いのある18歳以下の幼児・児童・生徒や家族の相談窓口である「こども発達サポートセンター」の体制の充実に努めるほか、発達に課題のある未就学児を、療育的な視点で支援できるよう、幼稚園・保育所・認定子ども園等に対する研修会等の開催や認可外保育所等への支援を強化します。

また、発達に課題のある児童・生徒の保護者や、幼児や児童の保育・教育等に関わる方が、霧島市内の各療育機関や相談先と連携しやすくするため、「療育ガイドブック」の充実と活用促進を図ります。

### ②ICT（情報通信技術）への対応強化

ICT機器を活用し視覚や聴覚に障害のある人等への相談業務及び生活支援が行えるよう、各事業所がICTへの対応を強化していくよう促すとともに、障害のある人がICT機器やインターネット等の利用ができるよう情報提供に努めま

す。また、国分庁舎及び隼人庁舎以外の、手話通訳者を配置していない支所について、聴覚障がい者への情報保障のため、タブレット端末（\*資料P109参照）等を利用した遠隔手話通訳等の導入を図ります。

## (2) 障害福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

障害のある人が、障害福祉サービスをはじめとする各種サービスを利用する際、本人の意向、能力、家族や地域の実状に応じて、必要な障害福祉サービスを適切に利用できるような体制を整備する必要があります。

そのサービスの提供体制は、それぞれ個人の日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して構築されますが、その時々の困難の解消だけではなく、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立つほか、「ニーズとデマンド」（\*P108参照）を区別して立案する必要があります。しかし、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所（\*P104参照）及びその事業所に勤務する相談支援専門員に対し、サービス利用を希望する障がい者・障がい児の数が多く、適時適切に計画策定できていないことがあります。

今後は、相談支援事業所の立地促進と相談支援専門員の増加並びに質の向上を図る必要があります。

また、障害のある人の性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、また障害のある子どもには成人とは異なる支援の必要性があることに留意し、地域生活を様々な地域資源で支援することにより、生活基盤の充実を目指します。

更に、障害のある人への虐待の防止については関係各課、機関と連携するほか、地域住民による日常的な見守り支援体制等を組み合わせるなど体制を充実する必要があります。

### 【今後の取組】

#### ①地域生活支援事業等の充実

年齢や障害種別等にかかわらず、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、「相談支援事業」「地域活動支援センター事業」「移動支援事業」「日中一時支援事業」等の地域生活支援事業の充実に努めます。

また、より身近な地域での生活支援の場として、地域活動支援センターの利用促進を図ります。

## ②在宅サービスの充実

障害のある人の心身の状況、社会活動や介護者、居宅等の状況、サービスの利用意向等一人ひとりのニーズに応じた多様なサービスを効果的に提供するため、相談支援専門員の調査により作成されたサービス等利用計画をもとに、適切なサービスが適正な量で活用できるよう給付決定し、障害のある人の地域での生活を支援します。また、2018（平成30）年度からサービスが開始される、就労定着支援（\*資料P105参照）に早期に取り組めるよう、関係事業所と協議を進めます。加えて、社会福祉協議会と連携して実施している「自立支援配食（旧すこやか配食）」事業については、独居等養護者・保護者が不在で、調理や買い物に困難なため見守りや栄養管理が必要な障がい者に対して支給できるよう、体制の維持に努めます。

## ③障害者虐待防止法の周知

2011（平成23）年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、『障害者虐待防止法』という。）が成立し、2012（平成24）年10月から障害のある人への虐待を発見した場合、市町村等への通報が義務づけられていることから、虐待により生命に関わる重大な危険があると判断した場合、家庭への立ち入り調査の実施や警察への通報などにより適切に対応します。また、障害者虐待防止法の周知に努めるとともに、虐待の防止や早期発見、早期対処につなげます。加えて、出前講座等により、法の趣旨や内容について、周知啓発に努めます。

## ④「霧島市障害者虐待防止センター」の充実

障害のある人に対する虐待や権利の侵害について、発見時において速やかに対応できるよう、障害者虐待防止法に基づき設置した「霧島市障害者虐待防止センター」を広く市民に周知するとともに、機能の一部を基幹相談支援センターに移転し、市と事業者等の関係者が適切に連携する仕組みづくりを推進します。

## (3) 権利擁護の推進

### 【現状と課題】

障害のある人が地域社会の中で自立した生活を営んでいくために、障害を理

由としたあらゆる差別を解消していく取組を進めるとともに、必要に応じて、成年後見制度（\*P107参照）を適切に活用できるようにする必要があります。

本市では、いわゆる障がい者差別解消法の周知・啓発のため、出前講座を実施していますが、受講者はまだまだ限定的で、十分な効果を上げているとまでは言えません。

また、2017（平成29）年には市社会福祉協議会に成年後見センターの設置を委託し、高齢者・障がい者を問わず、成年後見制度についての相談に応じる体制を整備しました。同年12月には、社会福祉協議会が法人後見人（\*P111参照）として家庭裁判所から指定を受けたことから、法人後見人として選任された場合、障害のある人等の生活を支えられる体制が整いつつあります。

なお、自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用できることができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、引き続き意思決定支援ガイドライン（\*P102参照）の普及を推進する必要があります。

## 【今後の取組】

### ①障がい者差別解消法の周知・啓発

行政機関において、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、条件をつけたりする行為が禁止されています。また、障害のある人から、何らかの配慮を求める意志の表明があった場合、障壁を取り除く合理的な配慮を行うことが求められます。市窓口においても、サービスの提供の際に、筆談や読み上げ等の配慮を行うことに心がけます。また、事務処理システム更新に合わせて、ICTを活用するなど新たな手法の導入に努めます。

また、本市内において発生した障がい者差別事案について、再発防止に取り組むための関係機関と情報共有に努めます。

併せて、車いすや身体障害者ほじょ犬、筆談等に応じる民間事業所等を障害のある方に紹介し、他の事業者に対しても取組を促すための広報啓発を実施します。

### ②成年後見制度の周知・啓発と成年後見センターの充実

知的障害や精神障害などにより認知機能が低下した障害のある方が、適切に成年後見制度を利用できるよう成年後見制度利用促進計画を策定し、法律関係者・司法・医療・行政で構成する会議を設置し、更なる利用促進策を講じます。

### ③意思決定支援ガイドラインの普及

知的障害や精神障害などにより、自ら意思を決定することが困難な障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用できることができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、「意思決定支援ガイドライン」の普及を図ります。

## (4) 経済的自立の支援

### 【現状と課題】

障害のある人が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会をひろげ収入の増加を図る必要があります。

障がい者の生活の基盤となる所得補償の主なものは、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当です。

このほかにも重度心身障害者医療費の助成（\*P105参照）・障害者自立支援医療費の給付をはじめ、税の減免、バス、タクシー、鉄道、航空運賃及び有料道路の通行料金の割引、更には、公共施設の利用料の減免等が行われています。

障害者雇用率の引き上げにあわせ、障害者枠での一般就労を進めるとともに、福祉的就労である就労継続支援A型（\*P105参照）及び就労継続支援B型（\*P105参照）の利用促進を図ります。なお、今後は、人手不足である農林水産業分野に、障がい者が就労していく農福連携等（\*P109参照）の普及啓発に努めます。

また、生活困窮に陥った障がい者に対しては、生活困窮者自立支援制度を活用し、早期に自立できるよう関係機関と連携を図る必要があります。

### 【今後の取組】

#### ①年金、手当制度の周知

障害者手帳の所持者が年々増加傾向にある中で、受給資格者に不利益が生じないよう、公的年金制度や特別障害者手当、心身障害者扶養共済事業（\*P107参照）、重度心身障害者医療費助成等の様々な制度の周知に努めるとともに、手帳交付時や更新時等の機会を捉え、生活状況に沿った確実な情報提供に努めます。

#### ②税の減免、各種割引制度の周知

障害のある人の社会参加や通院等に要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度や交通機関の運賃、有料道路の通行料金の割引制度、市営住宅の駐車場使用料金の減免制度等について周知に努めます。

### ③公共施設利用料等の割引制度の周知

各種公共施設の利用料、入場料等の割引制度の周知に努めます。

## (5) スポーツ、文化活動の振興

### 【現状と課題】

障害のある人がスポーツ活動、レクリエーション活動や文化活動に参加することは、健康増進やリハビリテーションに役立つだけでなく、自立と社会参加を促進し、生きがいのある豊かな生活を送るうえで重要です。また、地域の人々が障害のある人に対する理解を得る機会としても重要な役割を担っています。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるほか、本県では第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」及び、第20回全国障害者スポーツ大会である「燃ゆる感動かごしま大会」が開催予定で、本市は知的障がい者サッカーの会場となっています。また、平成29年度には、鹿児島県総合体育センターと本市スポーツ文化振興課が中心となり、知的障がい者を対象にしたスポーツ教室が開催されたほか、鹿児島県障害者自立交流センターによる水泳教室が開催されました。

今後は、障害の種別、程度にかかわらず、だれもが気軽にスポーツ活動、レクリエーション活動及び文化活動に参加できるような機会の更なる拡大に努め、障害のある人が参加しやすい環境を整えるとともに、関係団体と連携しながら、各種活動に関する啓発・広報活動を行う必要があります。

## 【今後の取組】

### ①スポーツ・文化活動の支援

スポーツ大会や文化活動の発表会、展示会の実施等、障害のある人によるスポーツ・文化活動を支援するとともに、活動の場の確保に努めます。

### ②各種イベント等での参加促進

市主催の各種行事、イベント、会議などへの障害のある人の参加を促進するため、引き続き手話通訳者や要約筆記者（\*P112参照）を派遣します。また、参加しやすい環境づくりのための主催者への働きかけや障害のある人への参加の呼びかけ等を行います。霧島市内のイベントでは、障害者支援のボランティアが活躍しているほか、障害のある人自身が各種イベントの企画、立案に参画する機会も増加していることから、今後さらに支援に努めます。

### ③人材の確保

地域における障がい者スポーツや芸術・文化活動において、幅広い視野に立った指導者の確保や活動を支えるボランティア等の育成に努めます。

### 3 生活環境

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての市民にとっても安全、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁（バリア）を除去することで、すべての人にとって暮らしやすい空間やまちを創出する必要があります。

#### (1) 建築物等のバリアフリー化の促進

##### 【現状と課題】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）では、ハード面のみならずソフト面も含めた施策の充実と「心のバリアフリー」によるユニバーサル社会（\*P111参照）の実現が求められています。

また、県は1999（平成11）年3月に「鹿児島県福祉のまちづくり条例」を制定しました。本市においても本条例に基づき、障害のある人や高齢者を含むすべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていますが、その取組内容や理念等が十分に普及しているとは言えません。今後、更に福祉のまちづくりについて啓発に努める必要があります。

また、障害のある人が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障害のある人や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の市営住宅の供給や整備においてはもちろんのこと、他の公共施設や民間住宅においてもこれらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。

なお、住宅への入居を希望しているにも関わらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な、障がいのある方の居住をサポートする事業（住宅入居等支援事業）を開始し、地域生活での第一歩を踏み出せるよう支援しているほか、国土交通省所管の「居宅支援協議会」と福祉分野の更なる連携を進めるよう、体制整備が図られつつあります。

## 【今後の取組】

### ①市営住宅のバリアフリー化の推進

市営住宅では現在8戸の車いす専用住宅を保有しています。今後、新築や改築に際しては、住宅内のトイレや浴室等に手すりの設置及び室内部分のバリアフリー化を行い、障害のある人が快適な生活を送ることができるよう、整備を進めます。

### ②民間住宅のバリアフリー化の促進

障害のある人が在宅で快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン（\*P112参照）の導入について助言・指導活動を行います。個人の住宅改修については、地域生活支援事業の日常生活用具給付（居宅生活動作補助用具）や介護保険の介護予防住宅改修事業の中で対応します。

### ③公共的施設等のバリアフリー化の推進

「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、新設する公共的施設についてはバリアフリー化を推進しています。2017（平成29）年度に供用開始した、国分シビックセンター別館には、大人用介助ベッドやオストメイト機能等を備えた多目的トイレ、援助の必要な方用のインターホン等の設備を整備しました。今後も障害特性や障害のある人のニーズに対応するとともに、すべての人が円滑に利用できる公共的施設のバリアフリー化に努めます。

特に、かごしま国体等に合わせた施設改修等の際、障害のある人の活動の場を拡げるため、使いやすいスポーツ施設、文化施設等の整備、及びバリアフリー化に配慮し利便性向上、サービス向上を図ります。

なお、今後はホテル等宿泊施設、病院や大型店舗等の民間施設のバリアフリー化についても、要請に努めます。

### ④公共の駐車場、トイレ等のバリアフリー化の推進

市役所の本庁舎、各総合支所等においては一部を除き身体障がい者専用の駐車場、トイレ等が設置されており、特に国分シビックセンター別館周辺の専用駐車場の一部には屋根を設け、利用対象者を音声案内するなど利便性を向上させています。今後は関係する課等と協議し、更なる利便性向上に努めます。

## ⑤福祉のまちづくりについての周知、広報

講演会や研修会、広報誌やホームページ等を通じて福祉のまちづくりについての周知に努めるとともに、ボランティア活動の促進、福祉教育の充実等を通じて、思いやりのこころの醸成やバリアフリー化、ユニバーサルデザインに対する意識の更なる啓発を図ります。また、民間が実施する福祉関係のイベントについて、共催や後援を通じて運営を支援します。

## (2) 移動交通手段の充実

### 【現状と課題】

障害のある人にとって、移動手段を確保することは非常に重要な意味を持っています。移動手段を確保することによって、障害のある人は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が拡大します。そのことで、障害のある人の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていきます。市においては2011（平成23）年度から従来の温泉保養券とバス乗車に利用できるよう利便性を向上させた「いきいきチケット」を配布していますが、更なる利便性向上の要望も寄せられています。

また、中心市街地の主要幹線道路では、バリアフリーのための整備は進んでいますが、全体的に見ると、まだ、整備が必要な状況にあります。

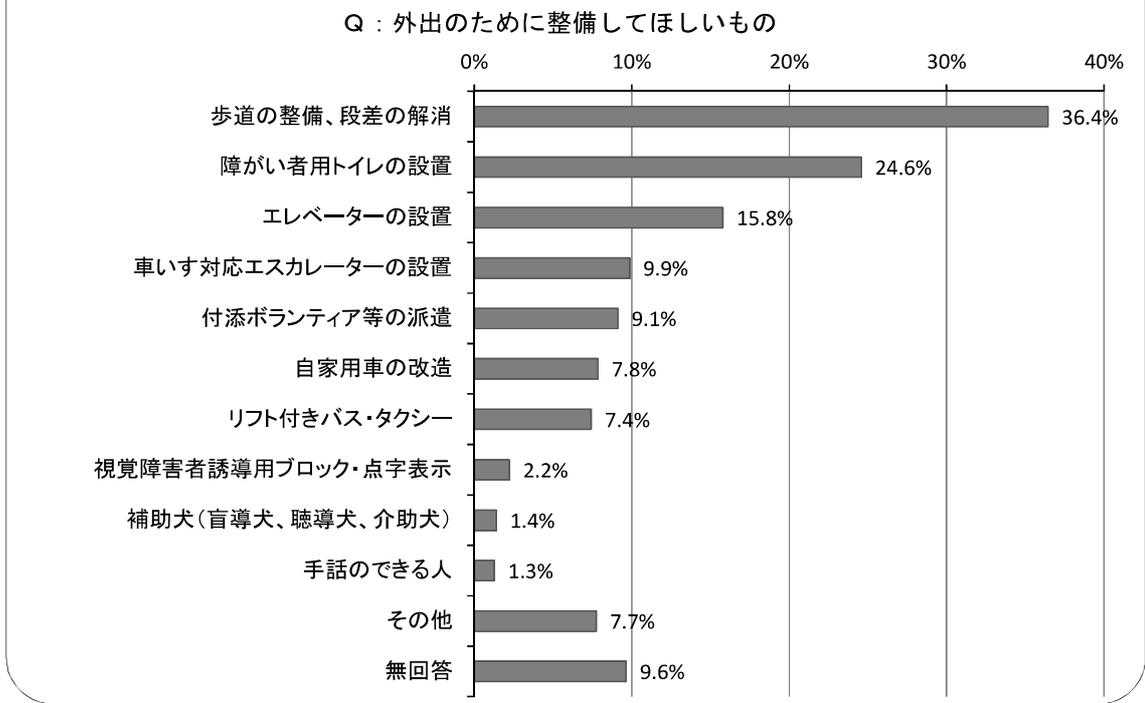
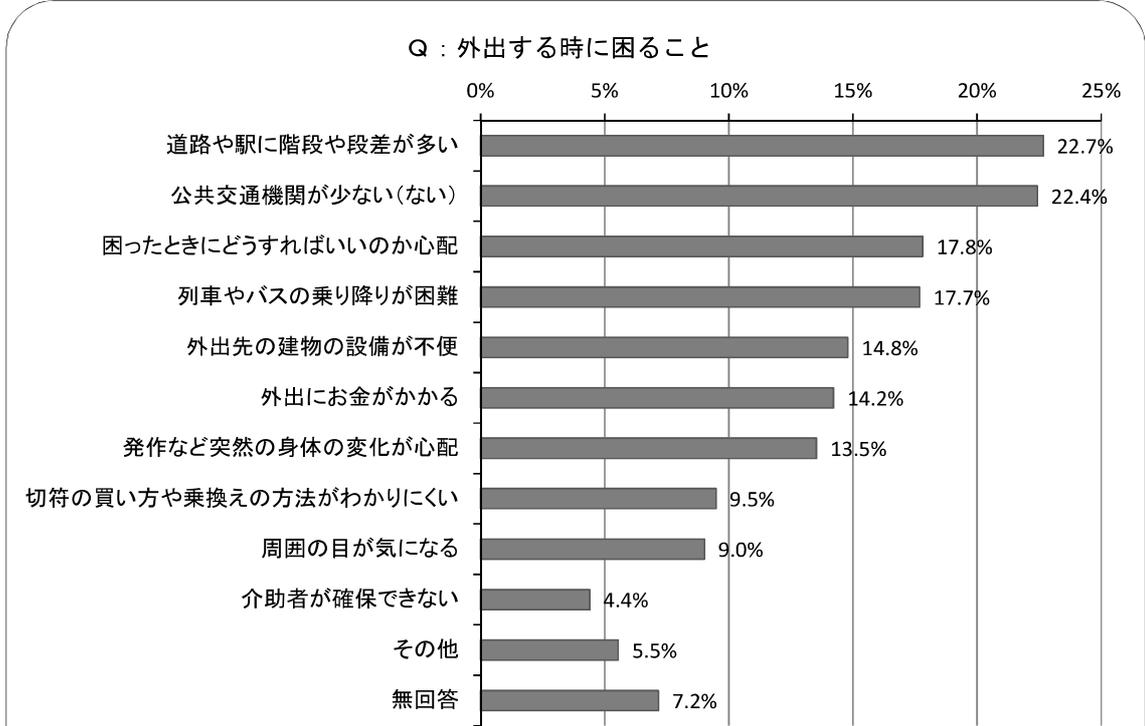
さらに、障害のある人が安全かつ負担の少ない方法で公共交通機関を利用できるよう配慮する必要があります。今後は移動支援、行動援護や視覚障害のある人を対象とした同行援護の更なる利用の推進が必要です。

なお、JR九州がJR国分駅、隼人駅に設置予定の構内移動用エレベーターについても、市も支援を行うなど、車いす利用者や歩行が不自由な方への環境整備に向けた取組を支援しています。

今回、実施したアンケート結果によると、「外出するときに困ることは何か」との問いに対して、「道路や駅に階段や段差が多い」が22.7%と最も多く、次いで、「公共交通機関が少ない」が22.4%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が17.8%、「列車やバスの乗り降りが困難」が17.7%等となっています。

また、「外出のために整備してほしいものは何か」との問いに対しては、「歩道の整備、段差の解消」が36.4%と最も多く、次いで「障がい者用トイレの設置」が24.6%、「エレベーターの整備」が15.8%等となっています。

以上の結果から、公共交通機関の充実、同行援護等の各種サービスといったソフト面と歩道やトイレ等の整備といった双方のバランスの取れた整備が必要であると考えられます。



資料 : アンケート結果 (平成 29 年度)

## 【今後の取組】

### ①歩行空間の整備

すべての人が生活しやすくするために、改良する路線においてはバリアフリー化を推進していきます。今後も歩道幅や段差切下げ、フラット形式の歩道設置、視覚障がい者誘導用床材の敷設を引き続き推進し、市街を円滑に通行できる歩行空間の整備に努めます。

また、安全な移動の確保のため、歩行を妨げる電柱や車止めの移設・排除、電線・電話線の地中化等についても引き続き推進します。

### ②公共交通機関の整備

すべての人にとって利用しやすい公共交通機関となるよう、民間事業者との連携を図りながら、バス、鉄道、交通施設のバリアフリー化の促進、利便性の向上に努めます。現在運行しているコミュニティバス(ふれあいバス・デマンド交通(\*P109参照))の利用推進に取り組み、撤退した福祉有償運送(\*P111参照)の再開のため、関係機関へ働きかけます。

### ③交通安全施設の整備

障害物の除去、障害のある人等への配慮についての啓発活動を行い、交通安全対策の推進に努めます。また、音響式信号機等のバリアフリーに対応した歩行者用信号機については、近くに福祉施設がある場合や公共施設で人の往来が多い所に鹿児島県公安委員会が設置していますが、まだまだ不足していることから、今後も設置要望に努めます。案内標識等については、路側標識を大型標識に取り替えています。今後も障害特性に配慮した見やすく分かりやすい標識、標示の整備を促進します。

### ④移動ニーズへの支援の充実

身体に障害のある人の自動車改造の経費助成、障害のある人に対する交通機関の運賃割引制度の周知とその活用促進、公共施設における車いすの貸出しの充実を図ります。

また、同行援護や行動援護の受託事業者の拡充に取り組みます。

併せて、現在バス利用に限られている「いきいきチケット」の更なる利便性の向上に努めます。

### (3) 防災、防犯対策の推進

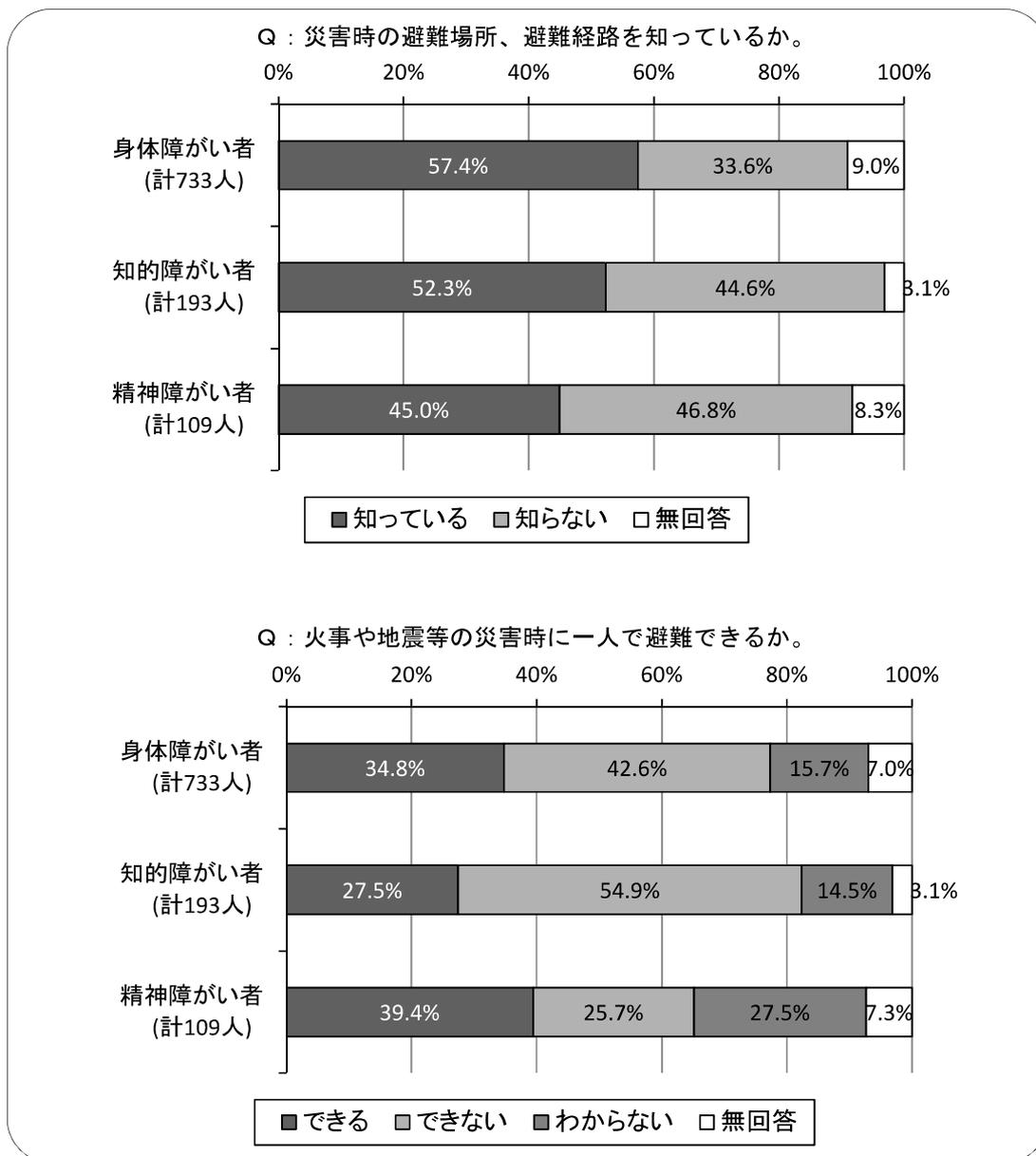
#### 【現状と課題】

2016（平成28）年4月14日と16日に発生した熊本地震では、熊本地方を中心に甚大な被害が発生し、多くの方が被災しました。この地震被害により、障害特性により避難所に避難できない障がい者の存在が浮き彫りになり、また避難所に避難できないことで、食料や水等の供給を受けられない方がいたことが明らかになりました。

本市には火山活動が続く霧島山（新燃岳）があるほか、台風の接近や上陸が多く、過去には強風や大雨を原因とする死者や行方不明者も出ています。あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるのだという認識に立ち、対策を怠らないことが求められます。特に、災害時に一人では避難できない障害のある人等の安全確保に向けた対策として、「霧島市地域防災計画」や「霧島市避難行動要支援者避難支援プラン」と連携し、障害のある人の避難行動要支援者名簿の整備、災害情報の提供、安否確認や見守り、地域での連絡体制や誘導體制、避難ルートの確保等に取り組んでいます。また、市が事業所指定をしている地域密着型介護保険事業所が、災害時に高齢者や障がい者等支援が必要な人を受け入れる（福祉避難所＊P110参照）こととして、本市と協定を締結するなど、被災時の環境整備を進めています。一方で、発達障害等により初めての環境や人ごみが苦手な方に対し、特性に配慮した避難所のあり方について、保護者の勉強会も開催されています。

今後も関係機関や地域との密接な連携をとりながら、災害のみならず、犯罪等の被害の懸念のある障害のある人や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策を継続的に実施する必要があります。また、自主防災組織の育成・強化を図り、自助・共助・公助の精神の養成を図るとともに、防災ネットワークづくりを推進する必要があります。

今回、実施したアンケート結果によると、「災害時の避難場所、避難経路を知っているか」との問いに対して、身体障がい者の33.6%、知的障がい者の44.6%、精神障がい者の46.8%が「知らない」と回答しており、「火事や地震等の災害時に一人で避難できるか」との問いに対しては、「できない」又は「わからない」という人が5割以上、いることがわかります。避難場所、避難経路について今後より一層の周知徹底に努めるとともに、防災訓練を実施する必要があります。



資料 : アンケート結果 (平成 29 年度)

## 【今後の取組】

### ①災害の知識及び対処法についての啓発、広報

避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法についての啓発・広報として、広報誌のほかに、2015（平成27）年度、防災マップを更新しました。今後も、災害発生が予想される場合には「霧島市避難行動要支援者避難支援プラン」に基

づき、避難誘導や情報等の提供等必要な支援を実施するとともに、災害の種類、障害の特性に合わせた避難行動等の防災対策について啓発、広報等に努めます。

また、防災行政無線を地区自治公民館や自治会の無線放送等と接続しているほか、戸別受信機を避難行動要支援者関連施設に設置しており、災害情報の情報伝達に努めます。

#### ②地域における見守り体制の充実

地域における見守り体制を充実させるため、在宅福祉アドバイザー事業や自立支援配食事業（旧「すこやか配食事業」）の更なる普及に努めます。また、介護保険事業所の専門職のうち、本市が開催する資格認定研修を受講した「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー」が所属する事業所にのみ開設を認めている「まちかど介護相談所」を活用し、障がいのある方やその保護者等の相談窓口の一つと位置づけ、障害や高齢・介護、子育てなどの垣根を越えた身近な相談・支援体制を構築し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

#### ③緊急通報体制の充実

救急時及び災害発生時、又は日常生活での相談が必要な時に、ボタン一つでコールセンターにつながり、オペレーターによる救急車の出動要請や相談対応等により、一人暮らしの障害のある人が安心して暮らせる緊急通報装置整備事業の普及を図ります。また、保健福祉情報共有システムで障害のある人の情報も取り込み、消防局と連携することで救急搬送や災害時の対応に活かします。

更に、災害情報等が迅速に伝わるよう、関係企業からの緊急速報メール（\*P103参照）による避難情報等の配信や、テレビのデータ放送での情報提供も行っています。今後は携帯電話やスマートフォンを所有していない聴覚障害や視覚障害がある人への情報伝達手段の導入に努めます。

なお、聴覚障害や音声機能障害のある人が活用できるFAX119番、メール119番（\*資料P112参照）、鹿児島県警のメール110番（\*資料P112参照）について、今後も普及・啓発に努めます。

#### ④防犯対策の充実

本市では、地域防犯パトロールの取組を実施しています。今後も防犯意識の高揚を図り、自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し、障害のある人の犯罪被害の防止に努め、安心安全なまちづくりに努めます。

また、障害のある人等に対する消費者被害防止のため、広報誌、ケーブルテレビやコミュニティFM等あらゆるメディアを通じ、最新の相談事例を紹介、注意喚起に努めます。更に、民生委員や関係団体等を対象とした出前講座を実施し、悪質商法に対する対処方法等の啓発活動に努めるほか、消費者トラブルの相談窓口として消費生活センターの周知に努めます。

## 4 教育・育成

障害のある・なしにかかわらず、すべての子どもが希望に応じて適切な教育を受けられるよう、特別な支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。そして、障害のある子どもに対する教育・療育においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができるよう、自立するための生きる力を身につけることが目標となります。

そのためには、できるだけ早期に障害を発見し、また、一人ひとりの障害の種類・程度、能力・適性等を考慮し、適切な教育や療育を通じて、必要な支援を行うことが重要です。障害があるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられることがないように教育支援体制を確立する必要があります。

### (1) 教育相談、就学相談体制の充実

#### 【現状と課題】

これまで、障害のある子どもや支援の必要な子どもが小学校に就学するに当たり、幼稚園・保育園・認定子ども園や児童発達支援事業所が作成した「移行支援シート」（\*P102参照）を活用して一人ひとりの特性の理解と支援のあり方を共有する取組を進めてきたほか、2016（平成28）年度には「移行支援シート」の作成と活用について保護者に周知するチラシを作成し、効果的な活用を呼びかけています。また障害のある子どもの教育相談、就学相談について積極的に取り組んできており、今後も継続するとともに、インクルーシブ教育（\*P102参照）の動向をもとに可能な限り障害や発達に特性のある幼児、児童、生徒が障害のない幼児、児童、生徒とともに教育を受けられるような環境を整備するため、特別支援教育支援員の配置を更に進める必要があるほか、気管切開による痰の吸引や胃ろうによる注入など、いわゆる医療的ケア児（\*資料102参照）への対応についても、検討を進める必要があります。

今後は、障害の発見から療育、教育、就労までそれぞれの施策が、サービス等利用計画等を軸に一貫したシステムとして機能するよう関係機関の連携を更に密にし、個々の状況に応じた適切な指導・支援・教育・療育が切れ目なく行われるよう努める必要があります。

## 【今後の取組】

### ①支援体制の充実

本市では、特別支援教育の推進や学校内外における支援の連携と充実を目指しており、「こども発達サポートセンター」では、障害のある子どもや支援の必要な子どもに対して、適切かつ継続した支援を受けられるよう、教育、療育、医療、行政等の各機関と連携を図り支援体制を整備します。また、「移行支援シート」を引き続き積極的に活用します。

### ②教育相談、就学相談体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害のある子どもや支援の必要な子ども一人ひとりの実態に即した就園・就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学相談を進めます。

### ③療育、教育相談、就学相談の周知

障害のある子どもや支援の必要な子どもの保護者の不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障害や支援の必要な子どもにかかわる療育、教育相談や就学相談等についてわかりやすく説明したパンフレット等を引き続き作成、配布し周知に努めます。

## (2) 障害のある子どもに対する教育、保育等の充実

### 【現状と課題】

本市においては、障害のある子どもや発達に課題のある子どもを受け入れる認定子ども園・幼稚園・保育所等や放課後児童クラブが整備され、また、保健センターでは親子教室や家庭訪問等を実施するなど、障害のある子どもや発達に課題のある子どもの就学前の支援の充実に努めています。また、早期の療育に取り組むため、「児童発達支援事業」の整備充実に努めています。また、学校教育では、「通級指導教室」、「特別支援学級」を開設し、障害の種別や状態に応じた教育を進めるとともに、通常の学級においても、特別な教育支援が必要とされる子どもに対する支援の充実に努めています。障がい児支援では、放課後や長期

休業中に療育を行う「放課後等デイサービス事業」の充実に努めています。今後  
もすべての子どもたちが、適切な教育や支援を受けることができるよう、教育と  
福祉の連携と教職員の研修を更に充実する必要があります。

## 【今後の取組】

### 1. 障がい児の教育、保育等の充実

障害のある子どもや支援の必要な子どもに対して、個々の発達状況に応じた  
効果的な支援を行うために、公立保育園においては保育士の加配を行い、子ども  
の状況の把握や保護者との密接な情報交換を行っています。また、私立保育園に  
対しては保育士加配のための人件費補助を行っています。今後も、障害のある子  
どもや支援の必要な子どもの担当保育士の研修機会を積極的に作り、専門的な  
知識や保育技術の修得を図ります。

また、障害のある子どもが、入所を希望する保育所、幼稚園等で保育が受けら  
れるよう保育士等の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握  
することに努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実に努めます。更  
に、個々の生活態度を見ながら、障害等を疑われる状況にある園児については、  
その都度、保護者との相互理解を図るほか、「療育等支援事業」（\*P113参照）、  
「保育所等訪問支援」（\*P111参照）等を活用するなど関係機関と連携し、子  
どもの課題に応じた支援体制を整えます。

### 2. 教職員の資質の向上

インクルーシブ教育をはじめとする今後の社会の動向や、特別な教育的支援  
が必要とされる子どもに対する指導方法に関する研修を一層充実します。その  
ために学校単位で行われる研修への支援や、市全体レベルで実施される研修会  
の充実に努め、全教職員が理解を深め、実践できるように努めます。

また、教職員が相談支援事業所や放課後等デイサービス等の児童福祉関係事  
業所とのスムーズな連携を図るためのシステムを構築するほか、地域生活支援  
事業の巡回支援専門員整備事業（\*資料P106参照）等を活用し、学校等に派  
遣できる体制の構築を進めます。

### 3. 進路指導の充実

ハローワーク（公共職業安定所）では、毎年2月頃、特別支援学校生徒の職場  
実習のための面接会を実施しています。また、あいらいさ障害者就業・生活支援

センター等と連携し、夏休み明け頃から対象となる学校に出向き、就職希望の生徒を対象に登録・相談を実施し、9月末に実施される障害者就職面接会に備え、必要な情報の提供を行っています。

また、特別支援学校生徒の適性に応じた進路指導のため、特別支援学校在学時に、就労移行支援事業所（\*P105参照）等のアセスメントが推奨されていることから、高等部第2学年次から利用できるよう、関係機関と調整を進めます。

今後もハローワークや民間企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。また、卒業後の進路について、障害のある子どもが自立して生活していけるよう、学校における進路指導の充実、キャリア教育（\*P103参照）の推進を図ります。

## 5 雇用・就業

2017（平成29）年5月30日、民間企業が雇用すべき障がい者の割合（法定雇用率（\*P111参照））が、2018（平成30）年4月に2.2%、2021年3月末までに2.3%と段階的に引き上げられることとなりました。また、2018（平成30）年4月からは、精神障がい者の雇用も義務付けられます。これにより、民間企業等への障害のある人の雇用機会が拡大することが期待されます。

働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障害のある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障害のある人自身の生きがいにもなります。

能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労（\*P110参照）の促進に努めるほか、新規分野である農福連携を推進するなど、障害のある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

### (1) 障がい者の雇用の促進

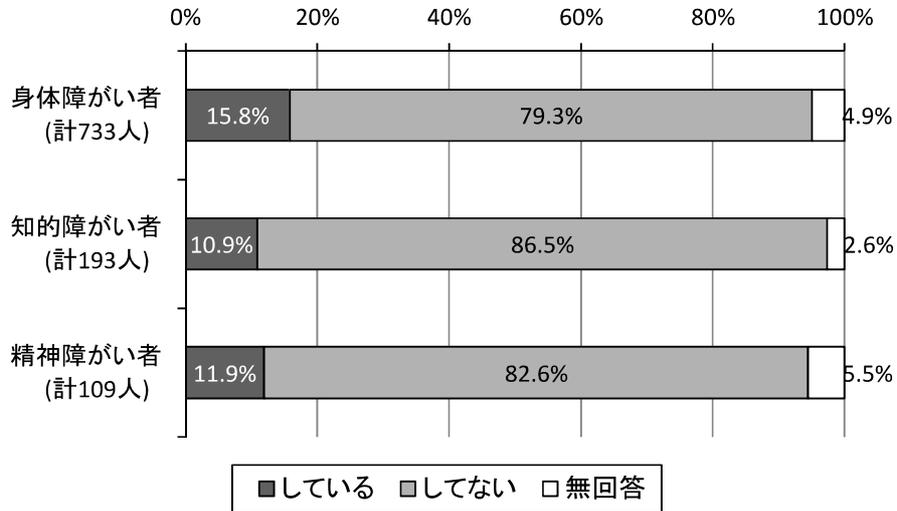
#### 【現状と課題】

障害のある人の就労環境は依然厳しい状況が続いています。法定雇用率を達成していない民間企業もあり、働く意欲を持ちながら、受入体制が整っていないなどの理由で雇用されていないという状況も依然として存在しています。法定雇用率未達成企業に対し、関係機関等と連携しながら障がい者雇用について理解を求めるとともに、本市を含めすべての事業主に対し障害や障害のある人に対する理解を促す取組を行うことが必要です。

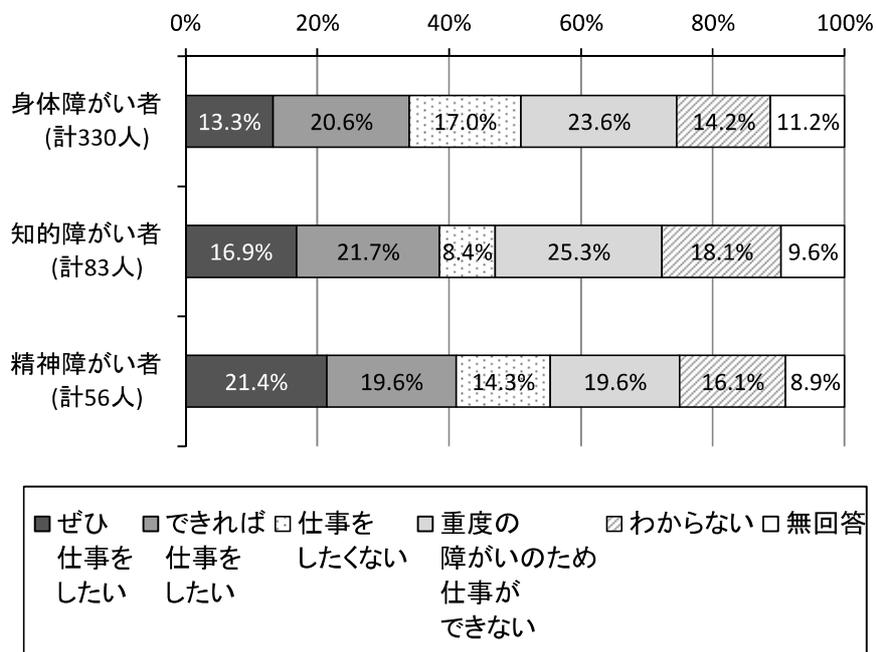
今回、実施したアンケート結果によると、「収入を得て仕事（会社勤め、自営業、家業等）をしている」と答えた人は、身体障がい者が15.8%、知的障がい者が10.9%、精神障がい者11.9%となっており、障害のある人の就労している割合が低いことがわかります。

その一方で、「今後、収入を得る仕事をしたいと思うか」との問いに対しては、「仕事をしたい」と答えた人は、身体障がい者が33.9%、知的障がい者が38.6%、精神障がい者が41.0%となっており、3人に1人以上が就労意欲を持っていることがわかります。

Q : 収入を得て仕事（会社勤め、自営業、家業等）をしているか。



Q : 収入を得て仕事をしていない者の就労意欲



資料 : アンケート結果 (平成 29 年度)

## 【今後の取組】

### ①法定雇用率の達成指導

ハローワーク（公共職業安定所）では、法定雇用率未達成企業に対しては、障害者就業・生活支援センター等と連携し、訪問して、雇用率達成のための理解・協力・指導を行い、雇用率の達成に努めています。今後、市もハローワーク等と協力して法定雇用率未達成企業の訪問等を実施します。

### ②事業主等への啓発、広報

ハローワークでは、企業訪問時に各種助成制度等の説明を実施し、理解と協力を求めています。また、ポスターやパンフレット等も随時配布、設置しています。更に、障害者就業・生活支援センターにおいては、ハローワークと連携し、就労を希望する障害のある人との話し合いの場や企業側と就職希望者側の両方を招いてセミナー等の開催を実施しています。今後もハローワーク等の雇用関係機関と協力し、障がい者雇用にかかわる各種助成制度等の啓発・広報に努めます。

また、精神障害のある人の雇用促進のために、民間企業等に対して精神障害の正しい理解を促すよう、啓発・広報に努めます。

## (2) 障がい者の職業能力の開発、育成と一般就労支援

### 【現状と課題】

就労を推進するためには、障害のある人自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。

現在、障害のある人のための職業訓練は、主に鹿児島県障害者職業能力開発校で行われています。今後も引き続き、障害のある人のために職業訓練に関する情報提供を行い、職業能力の開発、育成につなげていく必要があります。

また、障害者総合支援法の規定により、障害のある人の新たな就労の形等が示されたことから、行政、地域、民間企業の協力体制について見直しを図る必要があります。特に、人手不足である農林水産業分野について、新たに連携を図っていく必要があります。

## 【今後の取組】

### ①職業能力開発の充実

障害者就業・生活支援センターにおいても、ハローワークと連携し、能力開発校との情報共有化を図っています。鹿児島県障害者職業能力開発校においても定期的にハローワークを訪問し、就労希望者の情報収集を図っています。

今後も鹿児島県障害者職業能力開発校の活用促進を図るとともに能力開発に関する情報提供に努めます。

### ②就労継続支援事業の利用促進

就労訓練や生産活動を通じ就労に必要な知識や能力の向上のため訓練を受ける「就労継続支援事業」の利用を促進するとともに、事業者と連携し、同事業を行う事業所の確保に努めます。

#### ・就労継続支援事業（A型）

①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方、②盲・ろう・養護学校卒業後就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方、③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65歳未満の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。

#### ・就労継続支援事業（B型）

①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験を持つものの、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方、②就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援（B型）の利用が適当と判断された方、③以上に該当しない方で50歳に達している方、または障害基礎年金1級の方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

### (3) 障がい者の就労環境の改善と定着促進

#### 【現状と課題】

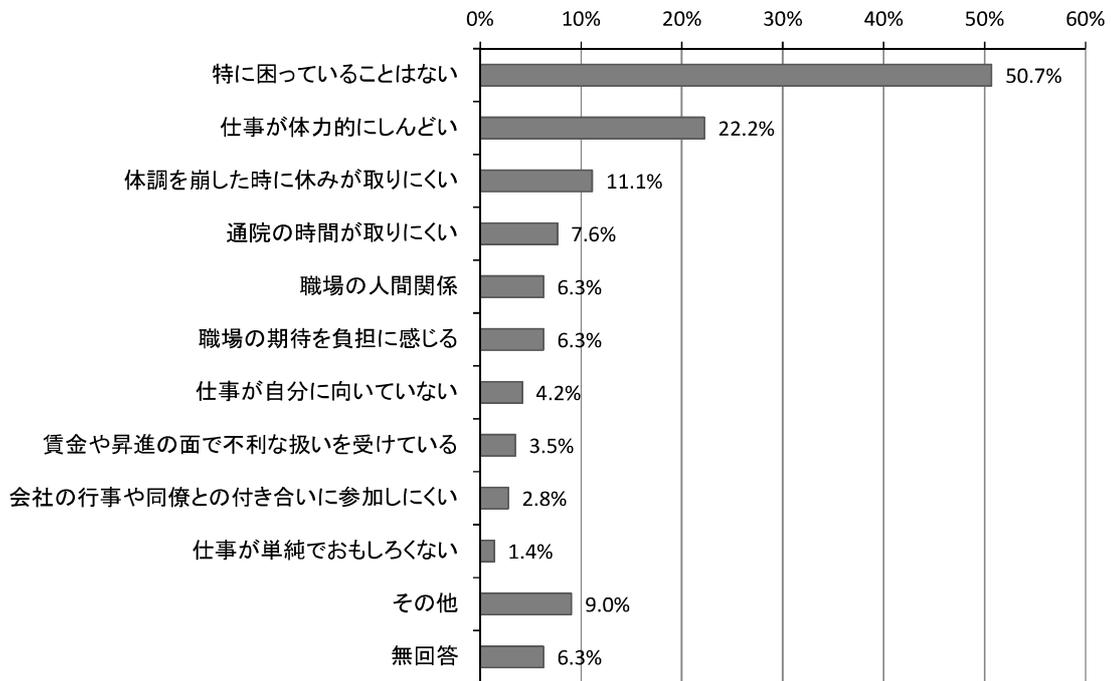
障害のある人は就労先において様々な問題を抱えていることが少なくありません。アンケートの結果、「仕事が体力的にしんどい」、「体調を崩した時に休みが取りにくい」、「通院の時間が取りにくい」、「職場の人間関係」、「職場の期待を負担に感じる」といった悩みを抱えていることがわかりました。

また、「障がい者の就労支援に何が必要だと思うか」との問いに対しては、「職場の障がい者理解」が最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」となっており、障害のある人への理解が深まることで、就労しやすい環境づくりにつながることがわかります。

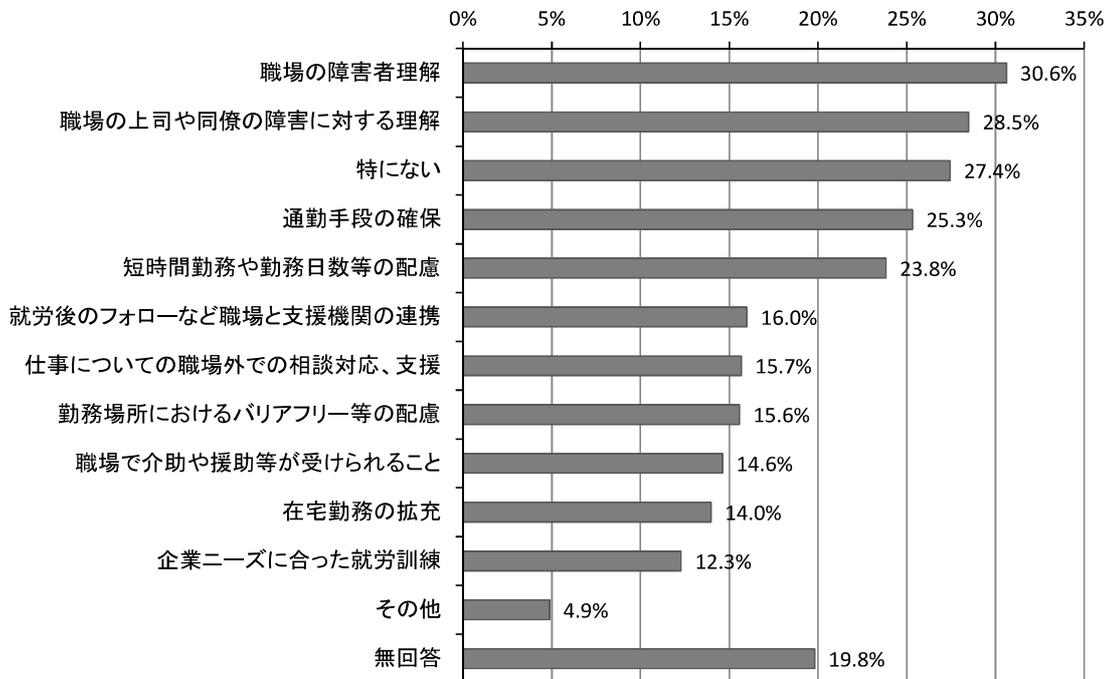
国・県の就業支援等に関する事業を受託しているあいらいさ障害者就労・生活支援センターと連携して、障害のある人の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善支援を行うとともに、ジョブコーチ制度（\*P106参照）等を活用し、職場定着率を高めていくことが今後も一層大切となってきます。

また、障害のある人が安心して働くためには、障害や障害のある人に対する職場の正しい理解が不可欠であることから、職場に対する障がい者理解の啓発を進める必要があります。

Q : 仕事上の不満や困っていること



Q : 障がい者の就労支援に必要なこと



資料：アンケート結果（平成 29 年度）

## 【今後の取組】

### ①労働環境の整備

障害のある人の状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、必要に応じた手話通訳者等の招聘、短時間勤務、フレックス制度（\*P111参照）の導入等に対する企業や雇用主への理解を求め、助成金制度の情報提供を行いながら、就労環境の整備について依頼しています。今後も本人の特性を活かすことのできる就労環境の整備を促進します。

### ②ジョブコーチ制度等の積極的活用による職場定着率の向上

鹿児島県障害者職業センターや福祉関係機関と連携を図りながら、ジョブコーチ制度の普及啓発を行うほか、新たにスタートする就労定着支援制度の活用を促進し、障害のある人の職場定着を更に進めます。

### ③職場における障がい者理解の啓発

2016（平成28）年4月に障害者差別解消法が施行されました。ハローワークや障害者就業・生活支援センターとも連携し、就労先で障害のある人が差別的対応を受けることなく、合理的配慮（\*P104参照）のもとで安心して働くことができるよう、職場に対する障がい者理解の一層の啓発に努めます。

## 6 保健・医療

障害の原因には、先天的なもの、事故や疾病等から生ずる後天的なものがありますが、どちらにも共通して、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実する必要があります。一部の疾病等による後天的な障害については、予防面での対策を強化する必要があります。

また、障害を軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション（\*P112参照）が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

### (1) 障害の原因となる疾病等の予防、治療

#### 【現状と課題】

先天的な障害については、早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで障害の軽減や基本的な生活能力の向上、行動の最適化を図ることが期待できます。そのため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、乳幼児発達相談といった母子保健事業に取り組んでいます。

また、生活習慣に起因する肥満や高血圧症、血糖値の上昇や大量飲酒など、一部には深刻な身体障害等につながるものがありますが、自覚症状が出るまでに長期間かかることもあり、早期発見に各種健康診査が大きな役割を果たすほか、医学の進歩により早期の大腸がん・直腸がんの切除後、ストマ装具（\*P107参照）の装着により在宅で生活できる可能性が非常に高くなっています。

加えて、慢性腎臓病（CKD）予防のための健診を進めるなど、体制を強化しています。

今後も、各種健康診査及び健康相談を一層充実し、障害を早期に発見するとともに、障がい者対策という観点からも、これらの保健活動が重要です。

また、精神科医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で発見し、早期に治療し、重症化を防止することで、地域での生活を続けられる環境を整備する必要があります。県では、2015（平成27）年度から、精神科救急医療電話相談を開始したほか、2017（平成29）年度には、精神保健福祉センターに依存症者に対する専門相談窓口を設け、対策を強化しています。

しかし、精神障害に対する社会の理解はテレビや新聞などのマスメディアでの報道の効果もあり少しずつ進んでいるものの、まだ十分とは言えず、根深い偏見も残っています。現段階でも早期対応、早期治療に結びかない例が見られる

ほか、症状が安定した患者の住まいが見つからず、入院が長期にわたってしまう場合もあります。

今後は、精神障害についての正しい知識をさらに普及し、地域住民の理解を得ながら、精神障害に対応した地域包括ケア体制の整備を図る必要があります。

## 【今後の取組】

### ①乳幼児期における疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育の充実

乳幼児健診の充実に努め、すべての子どもたちが心身ともに健やかでいきいきと育つことができるよう支援するとともに、障害の程度や発達段階に応じて適切な支援が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、教育委員会等との連携を図り、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。

### ②生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の充実

身体障害の原因となる生活習慣病等の疾病の早期発見と慢性化を予防するため、特定健診や各種がん検診等の健康診査体制の拡充や更に受診しやすい体制の整備に努めます。また、健康診査の受診率のより一層の向上を図るとともに、特定保健指導を推進し、生活習慣病及びそれに起因する障害の予防に努めます。

### ③障害にも対応した地域包括ケア体制の構築

精神疾患により支援の必要な人が地域で暮らしていくためには、地域に住まいが確保され、疾病や障害の早期発見や早期治療のための医療や介護、健康増進活動のみならず、福祉制度によるサービス（フォーマルサービス）や住民相互の互助活動（インフォーマルサービス）などを含めた様々な生活支援が日常生活の場で適切に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

このため、引き続き専門家による「健康相談」や「訪問指導」を実施するほか、「精神保健相談」や「訪問相談」を実施している保健所をはじめ、医療機関、地域活動支援センター等と連携し、日常生活支援の充実に努めます。

また、こころの健康づくり対策として「こころの健康づくり講演会」等を引き続き実施するほか、精神障害のある方の配偶者や家族への支援のための具体的事業の実施を図ります。

## (2) 医療、リハビリテーションの充実

### 【現状と課題】

障害の重複化、高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。これにともなって、医師、歯科医師のほか保健師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門従事者の養成・確保とともに、それぞれの職種の資質向上と福祉分野への理解促進を図る必要があります。

障害のある人にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治療だけでなく、障害の軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。また、「医療的ケア」（\*P102参照）を必要とする障害のある人の増加や、障害にともなう二次障害及び合併症の予防に対応するためにも、障害のある人の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開する必要があります。

また、2013（平成25）年の文部科学省の調査によると、自閉スペクトラム症（\*P105参照）等の発達障害の可能性のある児童・生徒は、通常学級在籍者の6.5%と推計されており、地域での診断体制の構築等について、始良地区医師会、保健所及び始良・伊佐地区の自治体で協議が始まっています。

難病対策については、原因が不明で治療方法が確立していない疾病のうち、難治度、重症度が高く、比較的患者数が少ない疾患に対して、難病医療費助成制度が設けられているほか、障害者総合支援法で指定された難病については障害福祉サービスの利用も可能になっています。また、子どもの慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患について、児童の健全育成を目的として小児慢性特定疾病医療費助成制度が設けられています。難病医療費助成、小児慢性特定疾病とともに、始良伊佐地域振興局が申請窓口となっています。

なお、進行性の難病で、全身の筋肉が衰えてしまい、意思疎通器具（\*P102参照）が使えず、支援に熟練した家族や介護者のみしか意志をよみとることのできない重度ALS（\*P105参照）患者等に対し、2017（平成29）年度から入院時の意思疎通支援事業を開始し、レスパイト（\*P113参照）等の際に活用されています。

## 【今後の取組】

### ①保健・医療サービスとの連携

精神疾患により支援が必要な人については、継続的かつ包括的な支援が必要です。支援の一環として、医療機関、保健所、相談支援事業所、保健センター、訪問看護事業所、地域活動支援センター、周辺の住民や民生委員、家族等との連携により、退院連絡や担当者会議等を開催していますが、これを発展させ、精神障害にも対応した地域包括ケア体制を整備する必要があります。また、小児慢性特定疾病（\*P104参照）や難治性疾患等の患者については、保健所と連携した個別又は地域支援に努めます。

精神疾患、小児慢性特定疾病や難治性疾患等の、継続的な医療が必要な人に対しては、医師会、市内の医療機関、周辺の市町及び県との連携により、各種体制の整備や情報提供等に努めます。

### ②リハビリテーション体制の連携

地域リハビリテーション連絡協議会へ参画し、連携体制を構築するとともに、情報交換を行います。また、保健所や医師会等との地域連携に努めます。

また、介護保険サービス事業所で実施されている、デイサービス等に障がい児や障がい者が通えるようになる「共生型サービス」（\*資料P103参照）の実施体制の構築を推進します。

## 7 情報・コミュニケーション

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、一時的な相談先や福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる環境を整備する必要があります。

また、これらの情報提供に当たっては、情報の取得やコミュニケーションに特に困難を有する視覚や聴覚に障害のある人への配慮が重要であるといえます。ICT（情報通信技術）等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障害のある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

### (1) 情報収集、情報提供の充実

#### 【現状と課題】

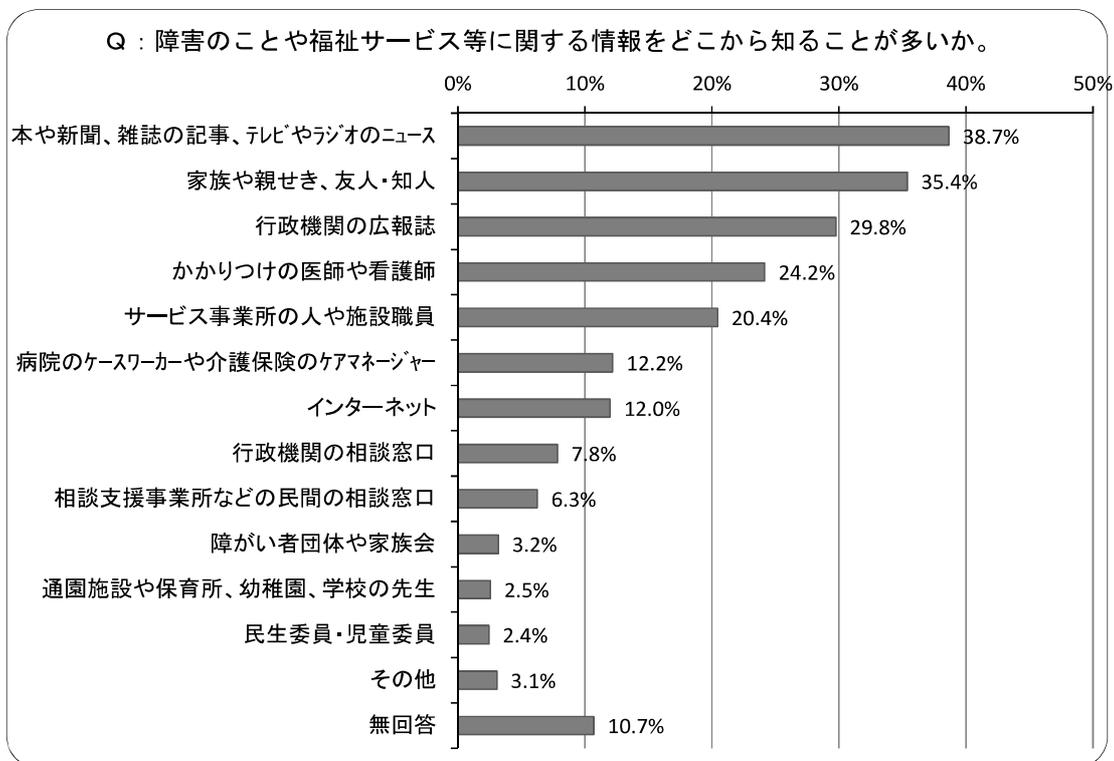
本市では、広報誌やホームページによってサービス等の周知に努めていますが、サービスを利用する側にとって分かりづらい面もあり、今後も努力する余地が残されています。

今回、実施したアンケートによると、「障害のことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いか」との問いに対しては、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が38.7%、「家族や親せき、友人・知人」が35.4%、「行政機関の広報誌」が29.8%等となっています。

したがって、情報の取得に困難を有する視覚や聴覚に障害のある人への配慮を含め、今後もホームページ等様々な手段を通じて、サービス等の情報の周知徹底の必要があります。

また、有益な情報提供を実現するためには、その前提として有益な情報の収集が必要です。保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、その効果的な活用と情報発信に努める必要があります。

なお、2020年の国民体育大会「燃える感動かごしま大会」に向け、手話通訳者の資格取得を目指して手話の勉強に励む方など市民のボランティア意識も向上してきています。



資料：アンケート結果（平成 29 年度）

## 【今後の取組】

### ①多様な手段による情報提供の充実

各種サービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報等、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、広報誌等の情報誌を広く配布するほか、ホームページを活用した情報提供の更なる充実に努めます。

また、ICT技術の進歩に伴い新たな手法等も開発されていることから、視覚障がい者への情報提供を強化できるシステムの構築を進めます。

なお、現在音訳ボランティアサークルが実施している広報誌の音声訳の継続と、その内容のコミュニティFMでの放送が引き続き行われるよう支援します。

## ②保健、医療、福祉情報等の収集、整理

保健、医療、福祉等に関する最新の情報、資料等を収集、整理し、データベース化を図るとともに、それらの情報を活用するため、関係機関等との情報の共有化に努めます。

また、図書館等での障害福祉関係図書の実態に努めます。

## ③コミュニケーション手段の充実

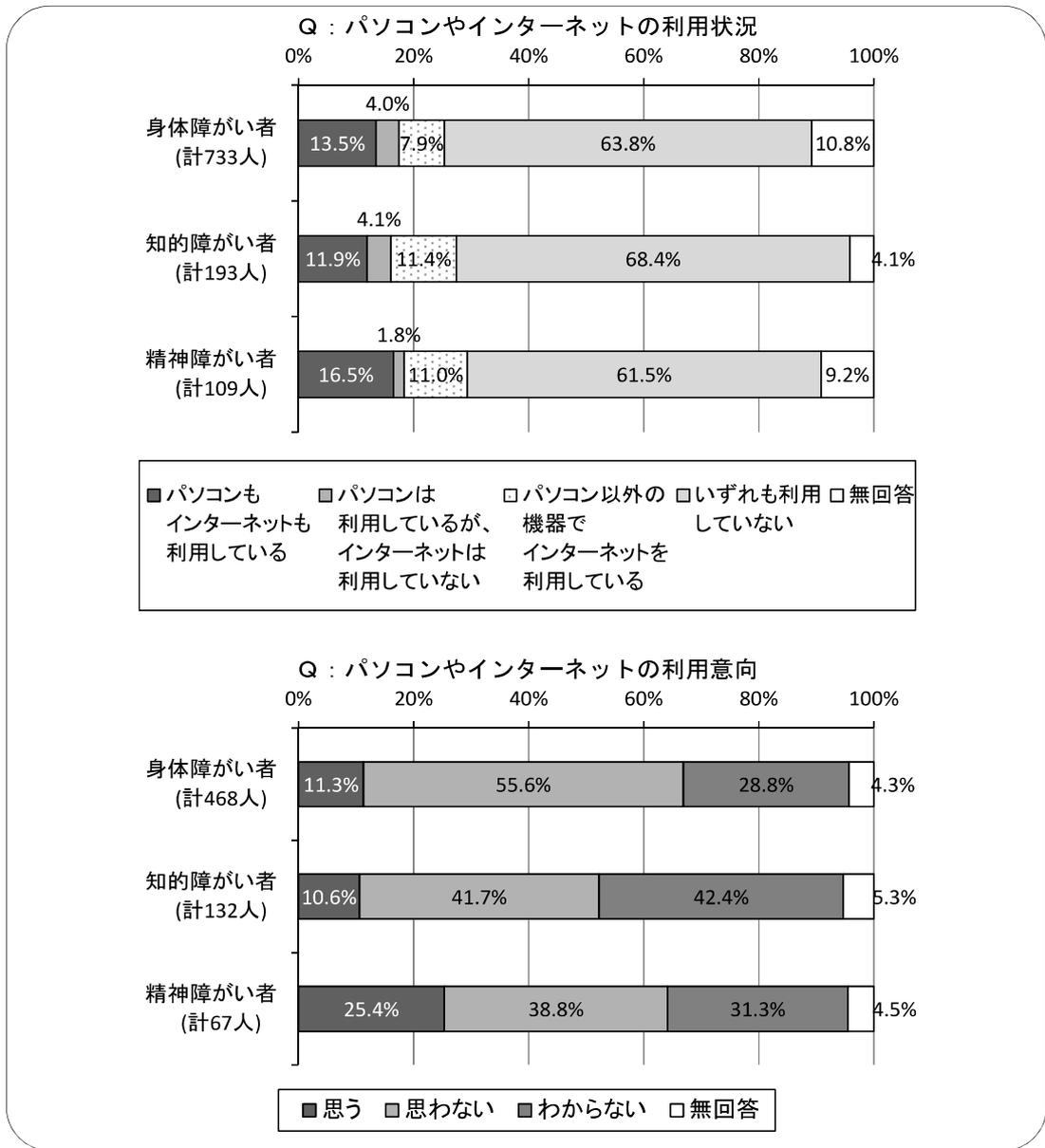
地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」、「点字・声の広報発行事業」「手話奉仕員養成研修事業」等により、点訳、音声訳、手話、要約筆記（\*P112参照）、盲ろう者介助等のボランティアの養成、派遣を行います。また、各種のボランティア団体と連携し、障害のある人のコミュニケーションを支援します。

## (2) 情報バリアフリー化の推進

### 【現状と課題】

ICT（情報通信技術）の急速な進展は、日常生活に利便性をもたらす一方で、新たなICTの利用機会及び活用能力による格差という問題を発生させました。特に、行動の制約をとらなう障害のある人にとって、ホームページの閲覧や電子メールの利用は、非常に有効な情報収集やコミュニケーションの手段となっていることから、障害によるICTの利用機会及び活用能力による格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

アンケートの結果をみると、パソコンもインターネットも「いずれも利用していない」と回答した人が半数をはるかに超えており、障害のある人の中にまだ十分にICTが普及しているとはいえない状況にあります。今後、ICTの利用啓発や中山間地域へのブロードバンドサービス（\*P111参照）の導入も含め、障害のある人が十分にその恩恵を実感できる生活環境の実現を図る必要があります。



資料：アンケート結果（平成 29 年度）

## 【今後の取組】

### ①ICT（情報通信技術）の利用を支援するボランティア情報の収集

地域のICT講習会等に参加することができない重度の障害のある人の情報収集を行うとともに、社会参加しやすい環境を整備するため、パソコン操作等を支援するボランティアの派遣を県身体障害者福祉協会が推進しているため、情報提供に努めます。